

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 50 年 10 月まで
② 昭和 50 年 11 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 10 月及び同年 11 月

私の亡き母が、私が大学生だった 20 歳の時から、その後、私が結婚するまでの間、私のために国民年金保険料を払ってくれていた。時には、母に頼まれて私自身が郵便局に国民年金保険料を納めに行ったこともある。

昭和 50 年ごろには、母から国民年金手帳を私自身が受け取り、保険料額は憶えていないが、母から出してもらった国民年金保険料を 3 か月ごとに郵便局の窓口^{おぼ}に納めに行っていた。その手帳には、20 歳になった時からの郵便局の窓口の赤いハンコがすきまなく押されていたことを憶えているのに、申立期間①の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

結婚後、夫が手続をして新しい姓になった私の年金手帳が手元に届いたが、その手帳には新居の A 市の住所が記載されていた。その手帳で、結婚後の申立期間②の国民年金保険料を私が夫の分と一緒に納付したのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

昭和 52 年 10 月に B 市に引っ越した際も夫が住所変更手続を行い、私が国民年金保険料を納めたが、申立期間③の国民年金保険料が未納となっていることにも納得できない。

なお、A 市から C 市に引っ越した際、社会保険事務所を探して、私自身が手続をとったが、生後 2 か月の子供を乳母車に乗せて行ったので大変だったことを憶えている。その際、旧姓と新姓の 2 冊の年金手帳を窓口で回収された。私の 20 歳の誕生日からの納付済みのハンコと自分も支払いに行って押してもらったハンコが押された年金手帳と結婚後の年金手帳との

2冊を、C市を管轄する社会保険事務所に行くまで手元に持っていた事実がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、2か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年11月に払い出されており、申立人はさかのぼって国民年金保険料の納付を始めた同年4月以降の国民年金加入期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の所持する国民年金手帳、社会保険庁の特殊台帳及び戸籍の附票により、申立人の夫はB市に転入届を行った52年10月21日に、併せて国民年金の住所異動届を行っていることが確認できることから、届出を行ったにもかかわらず、届出当月及びその翌月である当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、昭和51年11月以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分（昭和43年7月から49年9月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親及び申立人が申立期間①の国民年金保険料を郵便局の窓口になめに行っていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間②については、過年度納付以外の方法では納付することができない期間であることから、申立期間②に係る申立人の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に現年度納付していたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 53 年 4 月に県外の A 区から B 市 C 区に引っ越したが、その直前の同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については 1 か月分ずつ納めていた。同年 1 月分と同年 2 月分とは A 区役所で納め、同年 3 月分は移動のためよく憶^{おぼ}えていないが、税金等はきちんと納めていたので納め忘れは無いと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 51 年 2 月に国民年金被保険者資格を取得して以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、県外の A 区から B 市に転入した昭和 53 年 3 月 30 日に、国民年金の住所異動届出を行っていることが確認でき、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 51 年 3 月に結婚し、住所異動手続を行う際に妻と一緒に国民年金の加入手続を行うとともに、20 歳から 23 歳までの 4 年間分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。納付した場所や方法は憶えていないが、手続後、すぐに数万円もの高額な保険料を納付したことを憶えている。

また、昭和 53 年 4 月に県外の A 区から B 市 C 区に引っ越したが、その直前の同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については 1 か月分ずつ納めていた。同年 1 月分と同年 2 月分とは A 区で納め、同年 3 月分は移動のためよく憶えていないが、税金等はきちんと納めていたので、納め忘れは無いと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 50 年 4 月以降の国民年金加入期間において、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、県外の A 区から B 市に転入した昭和 53 年 3 月 30 日に、国民年金の住所異動届出を行っていることが確認でき、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月ごろに払い出されており、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部（昭和 47 年 1 月から 48 年 12 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、既に第 2 回目の特例納付の実施期間を過ぎていたことから、当該期間に係る 4 年間分の国民年金保険料をさかのぼって一括で納めたとする申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 7 月まで

昭和 30 年ごろから、自営業を営んで経済的にも安定していた。

国民年金には昭和 36 年 3 月に夫婦一緒に加入し、保険料は妻が私の分も含めて一緒に納付しており、妻が納付済みとなっているのに私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4 か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 36 年 3 月 13 日に妻と連番で払い出され、申立人は、38 年 7 月から 60 歳に到達した 62 年 7 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人の昭和 37 年 4 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料が共に未納であるように、夫婦二人の保険料は一緒に納付してきていることは確かで、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を併せて納付していたと申し立てている上、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであることが確認できるとともに、社会保険庁の記録によれば、申立人の保険料の納付日が確認できる 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間と妻の保険料の納付日が確認できる 63 年 4 月から同年 12 月までの期間の納付記録は、夫婦共に毎月月末に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されることを勘案すると、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月及び同年5月

申立期間の国民年金保険料の納付について照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、回答をもらうまでは未納はないものと信じていたため、未納と聞かされ大変ショックを受けている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和56年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、3度にわたる過年度納付により未納期間を生じさせなかったことから見ると、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料については、未納期間は無く、すべて過年度納付及び現年度納付により納付されており、申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 40 年 11 月に国民年金の加入手続をして以降、49 年 3 月分までは、国民年金手帳で納付していた。申立期間当時は、集金人が各家庭を訪問して、保険料 1 年分を前納させる形で徴収し、国民年金手帳に印紙を貼るとともに検認印を押していたので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 49 年 4 月から 60 歳に到達するまでの間は付加保険料を含めて保険料を納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、集金人が各家庭を訪問し、1 年分を前納させる形で、印紙を貼るとともに検認印を押し徴収していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳や A 市 B 区役所保険年金課の説明及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間当時、納付組合が存在していたこと、印紙検認方式による収納が行われていたこと、及び 1 年分の前納が行われていたことが確認できるとともに、申立人は前納期間において、年度途中の保険料額の改定により差額が生じた時は、不足分を納付していることも確認できる。

さらに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は、いずれも現年度納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 11 月及び同年 12 月

私は、昭和 57 年 7 月に会社を退職した後、同居していた私の母親から「国民年金保険料を納付しないと年金をもらえない。」と言われたので、母親と一緒に A 町役場へ行き、国民年金の加入手続を行い、数か月分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間①の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②の私の国民年金保険料は、私の母親が母親自身と私の父親の保険料と併せて町の地区班長に支払っていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 町が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和 57 年 10 月に申立人の国民年金への加入手続が行われ、同月に申立期間①直前の同年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料がさかのぼって納付されていること、及び 58 年 2 月に申立期間①直後の同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人が国民年金加入時にまとめて納付したとする金額は、納付済みとされている昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料と申立期間①の国民年金保険料との合計額とおおむね一致している。

一方、申立期間②については、A 町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 59 年 7 月に退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申立期間②の最終月である同年 12 月に行われており、その時点に

において、さかのぼって同年7月に強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の母親が、母親自身と申立人の父親の保険料と併せ申立期間②に係る申立人の国民年金保険料を町の地区班長に支払っていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録（過誤納被保険者記録）により、昭和59年7月から同年12月までの国民年金保険料の未納期間のうち同年7月から同年10月までの期間について、61年3月に社会保険事務所が60年9月から同年12月までの過誤納保険料を充当した際の残余の未納期間であることが確認できる。

さらに、A町が保管する国民年金被保険者名簿により、過誤納保険料のうち充当できなかった月額保険料に満たない過誤納保険料について、申立人が昭和61年2月に還付請求を行っていることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録（過誤納被保険者記録）及び社会保険事務所が保管する還付整理簿により、社会保険事務所が同年3月10日に還付決議を行い、同年3月25日に申立人への還付金の送金通知書を作成した上で、同年4月22日に還付金を申立人名義の銀行口座に送金していることが確認できる。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親及び申立人が申立期間②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失に係る記録を昭和29年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月から同年10月まで
② 昭和29年8月10日から同年10月21日まで

厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和28年6月から29年10月21日まで勤務したA社については、同年6月1日から同年8月10日までの加入期間しか確認できないとの回答を受けた。

当時の同僚の名前も記憶しており、申立期間について、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月10日に同資格を喪失しており、申立人が主張する同年8月10日から同年10月21日までの被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人と同時期に当該事業所に入社し、同様に季節労働者として勤務したと申立人が名前を挙げる同僚二人から聴取した結果、申立人と同様の勤務期間であり、業務内容等に違いは無いとの供述が得られる上、当該同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、申立人及び同僚が供述した当該事業所の従業員数と当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に在籍しており、同名簿上に名前の記載がある被保険者の数がおおむね一致することから、申立期間当時、当該事業所において、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 29 年 6 月に採用後、同年 10 月 21 日までの期間について A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 29 年 6 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、A 社が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に解散しており、事業主も既に死亡していることから供述を得ることができず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A 社が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、当該期間において、A 社に係る被保険者名簿に記録が確認できる者のうち、連絡が取れた一人の同僚に聴取しても「申立人に係る記憶は無い。」との供述しか得られない上、ほかの同僚は既に死亡等により供述を得ることができないことから、申立人が当該期間において、同事業所で勤務していたことの確認ができない。

また、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、法人登記においても昭和 48 年 4 月 2 日に解散の登記がなされていることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、28 年 6 月 1 日から 29 年 4 月 16 日までの記録を有し、同一業務に携わっていた同僚へ照会したものの、「申立期間における厚生年金保険の適用状況については憶えていない。」との供述しか得られず、当該期間当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

このほか、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月11日から同年6月11日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和37年4月11日から同年6月11日までの期間の被保険者記録が無いとの回答があった。

A社に昭和36年1月15日に入社し、その後に社名変更はあったが平成5年7月31日に退社するまでの間、一度も退社や休職の事実は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の従業員名簿（人事記録）及び同社からの回答により、申立人がA社及び同社の系列会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にA社本社のほか、同社C支店及び同社D営業所から異動し、申立人と同日に同社の系列会社であるE社において厚生年金保険被保険者資格を取得している7人の同僚の被保険者記録はいずれも空白無く継続している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37

年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、従業員名簿により申立人が申立期間において勤務していたことが明らかであることから昭和37年4月及び同年5月の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月28日から同年7月1日まで

A社に昭和54年2月から同年6月30日まで勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年6月28日になっていた。

昭和54年6月30日まで同社に在籍し、同年6月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことは、提出した源泉徴収票及び給与明細書から明らかなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録並びに申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、A社に昭和54年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から39年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間についても継続して勤務しており、当時の同僚も供述してくれているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録並びにA社本店及び同社B支店における申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年6月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、昭和60年6月分の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

昭和60年7月1日にA社C支店から同社D支店に異動しているが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社C支店が提出した社員台帳及び同社の回答内容から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和60年7月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和60年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社C支店は納付していないとしており、また、事業主が資格喪失日を昭和60年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料

について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで

昭和 36 年の国民年金加入当時は、夫と一緒に自営業を営んでいたため、夫の分も含めて国民年金保険料を納付していた。

その後、転居し、しばらくは納付していなかったが、昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料の未納分については、現年度の保険料に併せて同年 4 月ごろから納付した。集金人に保険料を渡していたが、金額はおぼえていない。

未納分の保険料を完納した時に、「奥さん良かったですね。」と集金人に言われ、その時、処理のためということで年金手帳を預けたが、その後、集金人から返してもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 1 月以降の国民年金保険料については、現在の A 市 B 区に再転入した 40 年 4 月以降に現年度分の保険料とともに集金人に納めたと主張しているものの、当該期間の保険料は、過年度保険料であることから、集金人が当該保険料を収納したとは考え難い。

また、申立人に係る特殊台帳及び B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和 43 年 10 月から現年度納付により国民年金保険料の納付が始まっているとともに、同年 12 月に申立期間直後の 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料、及び 45 年 2 月に 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料が一括納付されていることから見て、申立人は、同年 10 月以降において、過年度納付が可能な限度までさかのぼって国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然であり、この時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の夫については、所持する領収書により、昭和 47 年 6 月に、第 1 回目の特例納付を行っていることが確認できるものの、申立人は領収書を所持していないことから、夫と一緒に特例納付を行ったとは考えにくく、その後に行われた特例納付の機会に国民年金保険料を一括納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年1月まで

私は、昭和43年10月末にそれまで勤めていた会社を退職したが、その直後に私の妻がA市Bにあった役所に出向き、私たち夫婦二人の国民健康保険と国民年金への加入手続をした。

その後、私の妻が昭和51年2月に就職して社会保険に加入するまでの間は、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月の離職直後に、申立人の妻が夫婦同時に国民年金への加入手続をしたと主張しているものの、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年4月に払い出されていることが確認できるとともに、A市C区役所が保管する国民年金手帳払出整理簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金第3号被保険者となった61年11月5日に払い出されたことが確認でき、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる上、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見受けられない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年4月は、第3回目の特例納付の実施時期であるものの、申立人において、過年度の国民年金保険料を一括納付したとの主張は無い上、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から51年1月まで

私は、昭和43年6月に勤務していた会社を退職し、夫も同年10月に離職したが、夫の離職直後に私がA市Bにある役所に出向き、私たち夫婦二人の国民健康保険と国民年金への加入手続をした。

その後、私が昭和51年2月に就職して社会保険に加入するまでの間は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和43年10月の離職直後に、申立人が夫婦同時に国民年金への加入手続をしたと主張しているものの、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、54年4月に払い出されていることが確認できるとともに、A市C区役所が保管する国民年金手帳払出整理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金第3号被保険者となった61年11月5日に払い出されたことが確認でき、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見受けられない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 59 年 1 月まで

昭和 48 年ごろ、離婚してA市B区役所に行った時に、担当者から国民年金保険料の免除を申請するよう勧められて、国民年金保険料を免除してもらっていた。

国民年金保険料を免除されていたすべての期間の保険料は、昭和 48 年から 52 年にかけて何千円かを何度かに分けてA市C区役所で支払い、また、平成 5 年から 6 年にかけて何万円かを郵便局で支払った後、同年 4 月に郵便貯金から下ろして数十万円を支払った記憶がある。私の一番上の姉も国民年金保険料を免除されていた期間があり、その姉から追納するよう誘われて申立期間の国民年金保険料を追納したのに、申立期間が免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びD県E市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の申請免除期間は、申立期間を含む昭和 47 年 4 月から平成元年 3 月までの期間であったことが確認できるとともに、申立人は、6 年 2 月に、最大限さかのぼって追納することができる申立期間直後の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を、また、平成 6 年 4 月に、最大限さかのぼって追納することができる昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を追納していることが確認できるものの、申立期間については、申立人が追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、国民年金保険料を追納するように誘ったとする申立人の姉は昭和 61 年 4 月に追納を行っていることが確認できるものの、その時点においても、申立人は、申立期間の一部（昭和 47 年

4月から51年3月までの期間)の国民年金保険料を時効により追納することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から52年3月までの期間、同年7月から54年3月までの期間、平成4年5月及び同年6月、同年8月及び同年9月、同年12月、5年2月並びに9年5月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から52年3月まで
② 昭和52年7月から54年3月まで
③ 平成4年5月及び同年6月
④ 平成4年8月及び同年9月
⑤ 平成4年12月
⑥ 平成5年2月
⑦ 平成9年5月から10年3月まで

私は、昭和57年11月下旬ごろ、A市役所で46年1月以降の未納分の国民年金保険料と免除期間の追納保険料として合わせて数十万円の額を一括して支払ったので、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間③から⑥については、私が、B郵便局で毎月保険料を納めており、区役所や社会保険事務所から督促を受けた憶え^{おぼ}も無いので、未納のはずがない。

申立期間⑦については、夫名義の銀行通帳からの引き落としで、毎月、国民年金保険料を支払っていた。振替不能の連絡や納付書が家に送られてきたことも無いので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和57年11月時点では、申立期間①及び②は、いずれも時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、第3回目の特例納付の実

施期間は終了していることから、特例納付により国民年金保険料を納付することもできない期間である。

また、申立期間③、④、⑤及び⑥については、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間③直前の平成4年2月から同年4月までの期間、申立期間③直後の同年7月、申立期間④直後の同年10月及び同年11月、申立期間⑤直後の5年1月並びに申立期間⑥直後の同年3月の国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料を、毎月、現年度納付していたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立期間⑦については、申立人が口座振替により納付したとするC銀行D支店における申立人の夫名義の預金通帳に係る取引記録には、申立人の国民年金保険料が口座振替により納付されていたことを示す事跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 9 月まで

国民年金への加入が遅かったため、それまで未納だった国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付することにし、申立期間の分を含め、夫の分とまとめて、自宅近くの A 銀行 B 支店において、私が保険料を納付したはずである。まとめて納付したのは、その 1 回のみで、それ以降は、定期的に国民年金保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、国民年金保険料が未納とされている期間があるのは納付できないし、まとめて納付した私と夫の納付済期間がずれていることもおかしいと思うので、改めて調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に払い出されており、社会保険事務所及び C 市 D 区役所の記録によると、申立人は、i) 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 12 月に特例納付していること、ii) 申立期間直後の 48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を 51 年 1 月に過年度納付していること、iii) 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を同年 12 月に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間についての国民年金保険料を特例納付した記録は、いずれの記録においても確認できない。

また、申立人は、「国民年金保険料をまとめて納付したのは一度だけである。」と主張しているが、国民年金に加入した時点で未納であった保険料は、前述のとおり、数回に分けて納付されていることが確認でき、申立期間当時において、未納であった保険料を一度で納付したとする申立内容とは相違し、申立人がまとめて納付したと記憶している金額についても、未納であった期間の

国民年金保険料を一度に納付するのに必要な金額とは大きく異なる。

さらに、申立人が特例納付した際、申立人の夫については、昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料が特例納付されており、申立人とその夫が特例納付により保険料を納付した期間が異なる結果、60 歳到達時までに納付した月数は、申立人が 305 月、申立人の夫が 273 月となっているものの、申立人の年金受給資格期間 300 月及び申立人の夫の年金受給資格期間 264 月を数か月ずつ上回っていることが確認できることから、特例納付の際、年金受給資格期間を確認した上で必要な期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続をし、特例納付を行った 50 年 12 月の時点では、特例納付も過年度納付もできなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和36年4月ごろにA市役所B出張所（現在は、A市C区役所。）で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、結婚するまでは自分が同出張所に、また、38年9月に結婚した以降は、妻が同出張所で納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又はその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続、保険料の納付金額及び納付時期等に関する申立人及びその妻の記憶が不明確であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年8月6日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人から過年度納付又は特例納付を行ったとの主張は無い。

さらに、申立人又はその妻がA市役所B出張所において国民年金保険料を納付していたとするものの、A市C区役所において、申立人の国民年金被保険者名簿が確認できず、申立人又はその妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁が保管する特殊台帳によれば、昭和42年2月に、申立期間直後の41年4月から同年12月までの国民年金保険料が一括して納付され

たことが確認できる上、申立人の妻の国民年金手帳に添付されている国民年金保険料納付催告状及び領収印の無い納付書・領収証書により、申立期間内である40年4月から41年3月までの期間及び申立人が納付していないことを認めている。42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の納付については、いったん催告されたものの、当該期間の保険料は、納付されなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 12 月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。
申立期間当時の国民年金保険料の金額等は憶えていないが、毎月集金人^{おぼ}に納付していたので回答に納得できない。また、当時集金人に未納期間の有無を何回も確認し、未納期間は無いと言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続はA市役所（当時）で行ったとしているものの、加入時期、保険料の納付金額等に関する申立人の記憶が明確でなく、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等を具体的に確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 48 年 8 月ごろに申立人の元夫と連番で払い出されたことが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたとの主張は不自然である。

さらに、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立期間直後の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は 49 年 3 月に過年度納付により、また、申立期間直前の 36 年 4 月から 38 年 3 月までの保

険料は、49年7月、50年4月及び同年10月の3回の特例納付により納付されたことが確認できるものの、申立人は、その過年度納付及び特例納付を行った上で、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付すれば保険料納付済期間がほぼ300か月となることから、国民年金の受給資格を取得するのに必要な国民年金保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年2月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和53年4月に国民年金に加入したが、社会保険事務所から特例納付の案内状が届いたので特例納付最終期限日の55年6月30日に、夫を伴い社会保険事務所において申立期間の国民年金保険料を納付した。

手持ちのお金では足りなかったのでA銀行で預金を引き出し、同社会保険事務所に戻って保険料を納付した記憶があり、回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付により納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該納付に関する申立人及びその夫の記憶が明確でなく、申立人が所持する申立期間に係る4枚の納付書・領収証書の合計金額の保険料を第3回目の特例納付の納付期限である昭和55年6月30日に一括して納付したとするほかには、申立人及びその夫からは具体的な説明を得ることができず、特例納付による国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、4枚の納付書・領収証書に記載の国民年金保険料の合計金額は、昭和51年1月から52年2月までの納付期間が3枚の納付書・領収証書に重複して金額が記載されており、この重複分を除けば申立人の申立期間について納付するのに必要な保険料金額から判断すると、申立人が一括納付したとする保険料額と一致せず、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したとの主張は不合理である。

さらに、申立期間に係る4枚の納付書・領収証書は、いずれも領収の押印

が無いことから見て、申立人は第3回目の特例納付の実施期間中に特例納付の申し込みを行い、納付書の送付を受けたものの納付期限である昭和55年6月30日までに特例納付を行わなかったことから、領収印の無い納付書・領収証書が申立人の手元に残されたと考えるのが自然である。

なお、申立人は、「社会保険事務所に行ったが、お金が足りなかったので銀行でお金を引き出し、再度、同社会保険事務所に行き保険料を納付した。」と説明しているが、申立人の所持する納付書・領収証書により、昭和54年3月に52年3月から53年3月までの期間、54年12月に53年4月から54年2月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることに加え、昭和53年度分の前納保険料を納付期限後の54年3月16日に納付したため、割引が適用されないことにより不足分が生じた結果、当該保険料は同年3月から55年2月までの付加保険料を含めた保険料に充当され、同期間分の不足分としての金額が54年3月26日に納付されたとの記載がB市C区役所の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿に認められることから、申立人の申立期間に係る保険料納付に関する記憶は、54年時点の保険料納付に関するものであり、申立人が事実を混同している可能性が考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月及び同年2月並びに6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月及び同年2月
② 平成6年3月

申立期間の保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったと回答をもらったが、申立期間①については、平成2年1月31日に会社を退職し、転職準備期間中にA市役所から国民年金保険料の督促を受けた。この保険料については、妻が社会保険事務所にし向き納付している。申立期間②は、妻と一緒に役場に行き納付したので、社会保険事務所の回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は国民年金に未加入とされており、申立期間当時、A市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情を見出すことができず、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料の督促を当該月内に受け、数か月以内に社会保険事務所にし向き、2か月分の保険料を納付したと主張しているものの、A市は、被用者年金の被保険者資格等を喪失したことをもって、直ちに国民年金の被保険者とされることはなく、被保険者でもない者に対して、国民年金保険料の督促を行うことはなかったと説明しているとともに、国民年金保険料の未納督促を行う時期は、納期限を数か月经過した時期からとしていたと説明しており、国民年金への種別変更手続を行っていない上、納期限内にもかかわらず、国民年金の保険料の督促を受けたとする申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は、妻と共に役場に行き、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人には国民年金の種別変更手続の記憶が無い上、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

昭和45年4月ごろに国民年金に加入してずっと保険料を納付してきたが、社会保険事務所から申立期間が未納であるとの通知を受けた。

申立期間以外の保険料はすべて納付済みであり、申立期間も保険料を納付していたはずである。

保険料は、自宅を訪問する集金人に現金で納付していた。

申立期間の保険料については納付したことは間違いないので、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で昭和46年4月12日に払い出されているとともに、同日、A市役所B支所（現在は、A市C区役所。）にて44年11月から45年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳には、申立期間前後の期間について保険料を納付したことを示す検認印が押されているものの、申立期間については検認印が押されておらず、申立期間に係る保険料を納付していたことがうかがえる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の国民年金保険料は前年度分の保険料となり、当時居住していたA市役所B支所窓口で納付することは可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料については自宅を訪問する集金人に現金で納付していたと主張しているが、A市に照会した結果、「集金人が前年度分の保険料を集金する仕組みとしていなかった。」と回答しており、この時点において、申立人が集金人に前年度の保険料に当たる申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えるのが自然であ

る。

さらに、国民年金と一緒に加入し、申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする夫も、申立期間の国民年金保険料が未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

昭和45年4月ごろに国民年金に加入してずっと保険料を納付してきたが、社会保険事務所から申立期間が未納であるとの通知を受けた。

申立期間以外の保険料はすべて納付済みであり、申立期間も保険料を納付していたはずである。

保険料は、自宅を訪問する集金人に妻が現金で納付していた。

申立期間の保険料については納付したことは間違いないので、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で昭和46年4月12日に払い出されているとともに、同日、A市役所B支所（現在は、A市C区役所。）にて45年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳には、申立期間前後の期間について保険料を納付したことを示す検認印が押されているものの、申立期間については検認印が押されておらず、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがえる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の国民年金保険料は前年度分の保険料となり、当時居住していたA市役所B支所窓口で納付することは可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料については自宅を訪問する集金人に妻が現金で納付していたと主張しているが、A市に照会した結果、「集金人が前年度分の保険料を集金する仕組みとしていなかった。」と回答しており、この時点において、申立人が集金人に前年度の保険料に当たる申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えるのが自

然である。

さらに、国民年金と一緒に加入し、申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする妻も、申立期間の国民年金保険料が未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月まで

私が結婚し、転居するまでの昭和 36 年から 38 年 3 月まで家業の手伝いを行っており、この間、実家の母が私の国民年金保険料を支払っていた。同年 4 月に結婚し、新しい住所で暮らしていたところ、集金人の訪問を受けた。

集金人は、実家の母から「昭和 38 年 3 月まで国民年金保険料を支払っていたが、同年 4 月からは娘のところに行ってください。」と言われたので訪問したとの説明を受けたが、結婚してからは義理の母が私の国民年金保険料は払わなくてよいといったので払っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料の納付などを行っていたとする母親は既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間は実家の家業を手伝い、その間、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人の弟で高等学校卒業後家業に従事したとする三男に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、同人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 52 年 6 月であることに加え、20 歳に到達した 42 年 4 月以降の国民年金加入期間について、厚生年金保険加入期間を除き、合わせて約 10 年間の国民年金保険料が未納とされていることが確認できる上、結婚するまで両親と同居していたとする申立人の弟である二男も、51 年 3 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けている

ものの、20歳に到達した39年5月以降の国民年金加入期間について、厚生年金保険の加入期間を除き、合わせて約10年間の国民年金保険料が未納とされていることが確認できることを勘案すると、申立人の母親が申立人にのみ申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年10月までの期間については、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年10月まで

平成16年11月ごろ、国民年金手帳を紛失したので社会保険事務所で手帳の再発行の手続をした際、申立期間の国民年金保険料が未納となつてゐることを知らされた。

私は、60歳になって約1年後の平成13年11月に、国民年金に任意加入し、過去にさかのぼって保険料が未納となつてゐた11年11月から12年11月までの13か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。その後、14年3月ごろに、A市役所職員と思われる女性から電話があり、「奥さん。まだ国民年金の保険料を支払うことができます。」と言われたので、納付する旨を伝えたところ、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、郵便局で現金9万数千円を支払い、領収書を受け取った。現在、その領収書は紛失してしまつたが、納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達した約1年後の平成13年11月30日に国民年金に任意加入し、同年12月20日に、強制加入被保険者期間で国民年金保険料が未納とされてゐた11年11月から12年11月までの13か月分の国民年金保険料を、過年度納付により納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、平成14年3月ごろに、A市役所職員と思われる女性から、「更に、未納期間の国民年金保険料を支払うことができます。」と勧奨を受け、13年4月から同年10月までの7か月分の国民年金保険料の納付書を受け取り、郵便局において、9万数千円の国民年金保険料を納付したことを記憶しており、

その内容は、詳細かつ具体的であり、不合理な点は認められず、申立内容の信憑性は高い。

さらに、申立人が納付したとする金額は、現年度保険料としてA市役所において納付書を発行することができる平成13年4月から同年10月までの国民年金保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、国民年金の受給資格を得る67歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認でき、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられることを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、申立人が任意加入した平成13年11月30日からさかのぼって国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月ごろから28年1月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。
当時の上司や同僚の名前も記憶しており、働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における上司として名前を挙げた二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、申立人は、知人の紹介でA社に入社したと供述しているところ、事業主は「申立人が在籍していた記録は確認できないが、当時、各事業所で直接採用された従業員については、現在の事業所に記録は残されておらず、それらの従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。」と回答しており、申立人が記憶している上司は死亡、又は連絡先が確認できず、上司及び同僚として記憶している9人は、名字のみであるため、特定できない上、当該事業所において、申立期間を含む厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した9人について照会し、協力が得られた7人から聴取を行ったものの、申立人と同一の職場で勤務したものはおらず、申立人のこと

を記憶している者もないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月10日から7年1月1日まで

A社を60歳で定年退職したが、その後同社に再就職し、65歳まで勤務していたにもかかわらず、再就職してからの期間の一部が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、同社では申立期間当時の資料を保管しておらず、また、申立人が名前を挙げた同僚の一人、及び社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた同僚の一人から聴取したところ、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているものの、申立期間においても申立人が在籍していたかどうかを鮮明に記憶していないとの供述しか得られず、申立人が、申立期間においても同社に勤務していたことを推認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、「昭和56年10月1日被保険者資格取得、平成4年3月7日同喪失、6年4月20日同再取得、同年5月10日同再喪失、7年1月1日同再々取得、9年3月4日同再々喪失」と記録されており、申立期間における被保険者記録は確認できず、平成6年5月10日の資格喪失直後で、申立期間中である同年5月16日に健康保険証が回収された記録が確認できるほか、B市からの回答によれば、申立人が申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、記録が確認できる雇用保険被保険者

期間は、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ合致する。

加えて、A社では、上述のとおり申立期間当時の関係資料等は保存していないと回答している上、当時の事業主及び同僚から聴取しても、厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述は得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた申立期間に係る記録が無いとの回答があった。

当時の同僚の名前も憶えており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた複数の者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、また、当時の事業主及び同名簿から名前が確認できた同僚の一人が、申立人が勤務していた旨を供述していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人が同僚として名前を挙げた二人についても、うち一人からは当該事業所で勤務していた旨の供述が得られているものの、同名簿では同被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時の事業主の妻で当該事業所の取締役である者からは、申立期間当時の関係資料等は保存していないが、体力的にきつい仕事のため短期間で辞める者が多かったため、仕事に定着できるかを見極めるため、採用後6か月から1年くらいの、いわゆる試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった旨の供述が得られている上、上記被保険者名簿から名前が確

認できた同僚の一人は、当時、試用期間があることを知っていたこと、及び当該事業所の事業主の身内の者と結婚したが、結果として、入社直後は厚生年金保険に加入させてもらえない期間があったことを認めており、当時、当該事業所においては、入社後に試用期間があり、当該試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿から名前が確認できた同僚の一人は、上記のとおり、申立人の勤務については記憶しているものの、厚生年金保険料の控除等については分からない旨を供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月3日から41年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた時の記録が無いことが分かった。昭和36年5月から41年8月まで同社で勤務し、同社は同年9月からB社に社名を変更している。A社で働いていた時は健康保険証を確かに持っており、妻が病気の際に使用したと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立期間において、事業所名は不明であるものの、i) 昭和37年5月11日から40年8月31日までの期間、ii) 同年9月1日から41年4月30日までの期間、iii) 同年5月1日から43年1月31日までの期間の雇用保険被保険者記録が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人がB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しているのは昭和43年1月31日であり、これが上記iii)の雇用保険被保険者期間の終期と符合することから、申立人は41年5月1日から同社に勤務していたと考えられる。

さらに、上記の3つの期間の雇用保険被保険者記録は昭和37年5月11日から43年1月31日まで継続していること、申立人は勤務していた事業所名を正確に記憶していること、及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、複数の者の名前がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が37年5月11日から43年1月31日までの期間において、A社又はB社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、B社の同名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和41年9月1日と記録されている。一方、両事業所に係る同名簿には申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているが、当該事業主の子は、「会社には季節労働者が多く勤務しており、これらの者については厚生年金保険に加入させていない者も多かった。従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではない。」旨を供述しており、申立人は、自分は季節労働者だったと供述していること、及び申立人が同じ仕事をしていた季節労働者の同僚として名前を挙げた者について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できないことから判断すると、事業主は、厚生年金保険被保険者資格を従業員の全員に一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは昭和40年8月31日で、B社が同適用事業所となったのは41年3月1日であるが、40年8月31日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社で同資格を取得している者9人の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、同年8月31日から41年3月1日までの期間において、A社又はB社での厚生年金保険被保険者記録を有する者を確認できない上、これら9人のB社での資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は二人であり、残る7人については、同年3月10日以降に順次資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間中に申立人が勤務していた可能性が認められるB社は、社会保険事務所の記録によれば既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先は確認できず、被保険者名簿から名前が確認できた同僚4人からは、同社における厚生年金保険の適用に関する情報についての供述は得られない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月19日から34年3月30日まで
② 昭和35年1月10日から36年11月1日まで
③ 昭和39年11月1日から44年4月1日まで

私は、申立人の子であり、代理人として申し立てる。

平成20年3月上旬ごろ、振り込まれていた厚生年金保険の老齢年金額があまりにも少ないことに気付き、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われている旨の回答をもらった。

しかし、社会保険事務所には既に廃棄されているとして領収書等の資料は残されておらず、書き留められていた日記のような生活記録には脱退手当金についての記述は無く、申立人も脱退手当金を受給した記憶も無いとのことである。

本来の正しい年金額が受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるA病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人と同様に、同名簿において「脱」の表示が記されている者二人についても、脱退手当金の支給決定記録が確認できる。

また、申立てに係る脱退手当金について、過去の異なる事業所に係る厚生年金保険被保険者期間のすべてが支給対象期間として計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、上記最終事業所における厚生年金保険被保険資格喪失日から約6か月後の昭和44年10月3日に支給決定されており、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、昭和 52 年 11 月からの年金受給に当たり、少なくとも 2 回は申立てに係る脱退手当金が支給されていたことを確認できる機会があり、その際に、脱退手当金を受給していない旨の不服申立ができたにもかかわらず、これを行ったとの記録が確認できない上、病気等により申立人から直接聴取することが困難であることから、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情等について、確認することができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していた当時の同僚二人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であり照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、一人は、「申立人はグループの一員として入社してきたように記憶している。グループで入社してきた者の中には、一定期間経過後に正社員として雇用される者もいたが、申立人が正社員となったか否かまでは分からない。」、残りの一人は、「申立人を含む5、6人のグループと一緒に入社し、申立人のほかに3人の名前を記憶しているが、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述しており、当該同僚が名前を挙げた3人については、社会保険事務所の記録によれば同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できな

いことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月15日から30年7月1日まで
② 昭和32年6月22日から36年3月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店（現在は、A社C支店。）及びD社（現在は、E社。）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

両申立期間ともに、入社した当初から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和30年7月1日にA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

また、A社C支店が提出した厚生年金保険被保険者原簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和30年7月1日となっており、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A社C支店では、「申立人に係る関係資料等は保存されていないが、当時は多くの職員が臨時雇用を経た後に、厚生年金保険が適用される常用雇用になっていた。」と回答している上、当時の同僚の連絡先は不明であり供述を得ることはできないが、申立人がA社B支店に申立人より早く入社していたと供述している同僚二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和30年7月1日となっていることから、当時、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させ

ていなかった事情がうかがえる。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 36 年 3 月 14 日にD社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 36 年 3 月 14 日となっており、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、E社では、「昭和 40 年 10 月 1 日にD社を吸収合併しているが、申立期間当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、当該事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務時期及び厚生年金保険の適用については分からない。当時、入社当初から厚生年金保険に加入していない者がかなりいたことは記憶している。」、残りの一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、私の場合は、入社して3か月後に厚生年金保険に加入している。当時は正社員になるためには保証人が必要であるなど厳しい条件があった。」と供述していることから、当時、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

- 3 加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。